

「低炭素建築物新築等計画認定申請書」の提出先

1 建設地が建築基準法第4条第1項及び第2項の規定に基づき建築主事を置く市の場合

建設地	届出の宛先（所管行政庁）	提出先	地域の区分
静岡市	静岡市長	静岡市 建築安全推進課	7
浜松市	浜松市長	浜松市 建築行政課	6
沼津市	沼津市長	沼津市 住宅政策課	7
富士市	富士市長	富士市 建築土地対策課	7
富士宮市	富士宮市長	富士宮市 建築住宅課	6
焼津市	焼津市長	焼津市 建築住宅課	7

2 建設地が建築基準法第97条の2第1項又は第2項の規定に基づき建築主事を置く市の場合

建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が3階以上であるもの、延べ面積が300㎡を超えるもの及び高さが16mを超えるものを除く。）及び同法第6条第1項第3号に掲げる建築物（新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除きます。）

建設地	届出の宛先（所管行政庁）	提出先	地域の区分
三島市	三島市長	三島市 住宅政策課	6
御殿場市	御殿場市長	御殿場市 建築住宅課	5
裾野市	裾野市長	裾野市 都市計画課	6
藤枝市	藤枝市長	藤枝市 建築住宅課	7
島田市	島田市長	島田市 建築住宅課	6
磐田市	磐田市長	磐田市 建築住宅課	7
袋井市	袋井市長	袋井市 建築住宅課	6
掛川市	掛川市長	掛川市 都市政策課	6
湖西市	湖西市長	湖西市 建築住宅課	6

3 建設地又は対象建築物が上記1、2以外の場合

建設地	届出の宛先（所管行政庁）	提出先	地域の区分
下田市	静岡県知事	下田市 建設課	7
河津町		河津町 建設課	7
伊東市		伊東市 建築住宅課	7
熱海市		熱海市 まちづくり課	6
三島市		三島市 住宅政策課	6
御殿場市		御殿場市 建築住宅課	5
裾野市		裾野市 都市計画課	6
伊豆市		伊豆市 都市計画課	6
伊豆の国市		伊豆の国市 都市計画課	6
函南町		函南町 都市計画課	6
清水町		清水町 都市計画課	7
長泉町		長泉町 建設計画課	6
小山町		小山町 都市整備課	5
藤枝市		藤枝市 建築住宅課	7
島田市		島田市 建築住宅課	6
牧之原市		牧之原市 都市住宅課	7
吉田町		吉田町 都市環境課	7
磐田市		磐田市 建築住宅課	7
袋井市		袋井市 建築住宅課	6
掛川市		掛川市 都市政策課	6
菊川市		菊川市 都市計画課	6
森町		森町 定住推進課	6
御前崎市		御前崎市 都市政策課	7
湖西市		湖西市 建築住宅課	6

4 市街化区域又は都市計画区域内の用途地域が定められていない為、低炭素建築物認定の対象外の町

東伊豆町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、川根本町

注）地域の区分とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）」別表第10の地域の区分を示し、低炭素建築物認定の対象地域のみ表示しています。